

主な特別職の職員の給与

令和6年12月25日

	俸給月額	地域手当(20%)	年間給与額(注)
内閣総理大臣	2,038,000 円	407,600 円	約4,123万円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	1,486,000 円	297,200 円	約3,006万円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	1,426,000 円	285,200 円	約2,885万円
検査官 人事官 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	1,216,000 円	243,200 円	約2,460万円
内閣官房副長官補 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公安委員会委員 等	1,191,000 円	238,200 円	約2,409万円
公害等調整委員会の常勤の委員 等	1,049,000 円	209,800 円	約2,122万円
審議会等の常勤の委員 等	926,000 円	185,200 円	約1,873万円

※内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたものの給与については、当分の間、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第73号）附則第2条の規定により、改正前の水準に据え置くこととされており、本表に記載の金額は当該据置措置を考慮していない（当該据置きを考慮した金額は次ページの表のとおり。）。

（注）年間給与額には、俸給月額、地域手当及び期末手当（年間3.45月分）が含まれる。

主な特別職の職員の給与

※内閣総理大臣及び国務大臣等のうち国会議員から任命されたもの

令和6年12月25日

	俸給月額	地域手当 (20%)	年間給与額 (注)
内閣総理大臣	2,016,000 円	403,200 円	約4,061万円
国務大臣	1,470,000 円	294,000 円	約2,961万円
内閣官房副長官 副大臣	1,410,000 円	282,000 円	約2,841万円
大臣政務官	1,203,000 円	240,600 円	約2,424万円
常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官	1,178,000 円	235,600 円	約2,373万円

※内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたものの給与については、当分の間、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第73号）附則第2条の規定による改正前の水準に据え置くこととされているため、本表に記載の金額となる。

（注）年間給与額には、俸給月額、地域手当及び期末手当（年間3.4月分）が含まれる。